

はじめに

この冊子は、保険金などをもらえなくご請求いただくために、手続きの流れやお支払いできる場合、お支払いできない場合の具体的な事例などを掲載しています。

《契約者の方へお願い》

万一の場合に備え、保険金などの受取人へあらかじめ契約内容についてご説明のうえ、請求手続きについてはこの冊子をご確認いただくようお願いください。



ご注意

- 具体的な事例は代表的なものを掲載しています。保険種類や加入時期などにより取り扱いが異なる場合があります。加入契約の取り扱いに関しましては、「ご契約のしおり」「約款」を必ずご確認ください。
- この冊子は、第一生命が引き受けている生命保険のうち、個人保険の保険金などのお支払いについてご説明しています。当社が事務幹事として引き受けている団体保険の保険金などのお支払いについては、第一生命ホームページ (<http://www.dai-ichi-life.co.jp/>) 「団体保険における保険金・給付金のお支払いについて」をご覧ください。
- 第一フロンティア生命、ネオファースト生命、アフラック、損保ジャパン日本興亜の保険に関する保険金などのお支払いについては、それぞれの保険会社にご照会ください。



主な用語のご説明

約 款	「ご契約についてのとりきめ」を記載したもので、普通保険約款と特約条項があります。普通保険約款と特約条項が異なる場合は、特約条項が優先的に適用されます。						
契 約 者	当社と保険契約を結び、保険契約上の権利（契約内容変更の請求権など）と義務（保険料の払い込みの義務など）を持つ人のことをいいます。						
被 保 険 者	保険がかけられている人のことで、その人の生死・病気・ケガなどが保険の対象となります。						
受 取 人	保険金・給付金・年金などを受け取る人のことをいいます。 <small>〈受取人の例〉</small> <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">死亡保険金</td> <td style="padding: 0 5px;">➡</td> <td>死亡保険金受取人</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">入院給付金・手術給付金</td> <td style="padding: 0 5px;">➡</td> <td>被保険者（こども保険など、契約者の場合もあります。）</td> </tr> </table>	死亡保険金	➡	死亡保険金受取人	入院給付金・手術給付金	➡	被保険者（こども保険など、契約者の場合もあります。）
死亡保険金	➡	死亡保険金受取人					
入院給付金・手術給付金	➡	被保険者（こども保険など、契約者の場合もあります。）					
生命保険募集人	生命保険契約の募集を行う人のことをいいます。当社の生命保険募集人（当社の社員・募集代理店の担当者）は、お客さまと当社の保険契約の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権や告知の受領権はありません。						
生命保険面接士	生命保険のご契約の際、告知事項などを確認する人のことをいいます。生命保険協会が行う資格試験に合格した者が、生命保険面接士として認定されます。						
保 険 料	保障の対価として、契約者から当社にお払い込みいただくお金のことをいいます。						
責任開始期	ご契約の締結または復活に際して、当社がご契約上の保障を開始する時をいいます。なお、復活が行われたご契約においては、最後の復活の際の責任開始期とします。						
復 活	失効したご契約を有効な状態に戻すことをいいます。この場合、あらためて告知または診査をしていただきますが、健康状態などによっては復活できないこともあります。						
支 払 事 由	保険金・給付金・年金などが支払われる場合のことをいいます。						
免 責 事 由	支払事由に該当された場合でも、保険金・給付金・年金などをお支払いできない事由のことをいいます。						
告 知 義 務	ご契約（特約）の申し込みまたは復活に際して、過去の傷病歴（傷病名・治療期間など）・現在の健康状態・身体の障害状態・職業などについての質問に対して、事実をありのまま正確にもれなくお答えいただく義務のことをいいます。						